



福岡医発第 191 号(地)
令和 4 年 4 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、働き方改革の重要なテーマの一つに位置づけられており、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の推進を図っているところです。

このような中、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成30年度診療報酬改定において、がん患者に対して主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労両立支援指導料」（以下、「両立支援指導料」と言う。）が新設され、令和2年度診療報酬改定においては、対象疾患及び企業側の連携先等が拡充されました。

今般、令和4年度診療報酬改定において、対象となる疾患に「心疾患」「糖尿病」及び「若年性認知症」が追加され、対象となる企業側の連携先に「衛生推進者」が追加されるとともに、相談支援加算の対象職種に「精神保健福祉士」及び「公認心理師」が追加されるほか、情報通信機器を用いた場合の評価も設けられました。

両立支援指導料は、事業場と医療機関が連携し、治療と仕事の両立支援の充実を図る上で重要な役割を果たすものです。

つきましては、両立支援の推進に係る適切な対応が促進されるよう、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第192号（健Ⅰ）（保険）（介護）

令和4年4月11日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 松本吉郎
常任理事 神村裕子
(公印省略)

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より本会宛てに件名にかかる周知依頼がございました。【別添】

治療と仕事の両立支援につきましては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、働き方改革の重要なテーマの一つに位置づけられております。治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成30年度診療報酬改定において、がん患者に対して主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労 両立支援指導料」（以下、「両立支援指導料」と言う。）が新設され、令和2年度診療報酬改定においては、対象疾患及び企業側の連携先等が拡充されました。

今般、令和4年度診療報酬改定において、対象となる疾患に「心疾患」「糖尿病」及び「若年性認知症」が追加され、対象となる企業側の連携先に「衛生推進者」が追加されるとともに、相談支援加算の対象職種に「精神保健福祉士」及び「公認心理師」が追加されるほか、情報通信機器を用いた場合の評価も設けられました。

両立支援指導料は、事業場と医療機関が連携し、治療と仕事の両立支援の充実を図る上で重要な役割を果たすものです。つきましては、両立支援の推進に係る適切な対応が促進されるよう、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等に対する、本診療報酬改定についての周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基安労発 0329 第 3 号
令和 4 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても働き方改革の重要なテーマの 1 つ位置づけられており、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところで

す。

このような中で、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成 30 年度診療報酬改定において、がん患者に対して主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労両立支援指導料」（以下、「両立支援指導料」と言う。）が新設されました。さらに、令和 2 年度診療報酬改定においては、対象疾患及び企業側の連携先等が拡充されました。

両立支援指導料は、がん等の患者が企業と共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取った保険医療機関の医師が、当該患者に対して就労の状況を考慮して療養上の指導を行い、産業医等に対して当該患者の治療と仕事の両立に必要な情報を提供した場合等に算定することができるものです。

今般、令和 4 年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立を推進する観点から、対象となる疾患に心疾患、糖尿病及び若年性認知症が追加され、対象となる企業側の連携先に衛生推進者が追加されるとともに、相談支援加算の対象職種に精神保健福祉士及び公認心理師が追加されるほか、情報通信機器を用いた場合の評価も設けられました。

両立支援指導料は、事業場と医療機関が連携し、治療と仕事の両立支援の充実を図る上で重要な役割を果たすものですので、貴殿におかれましては、医師等の保健医療機関の医療従事者に対して本診療報酬改定についての周知を図り、両立支援の推進に係る適切な対応が促進されるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

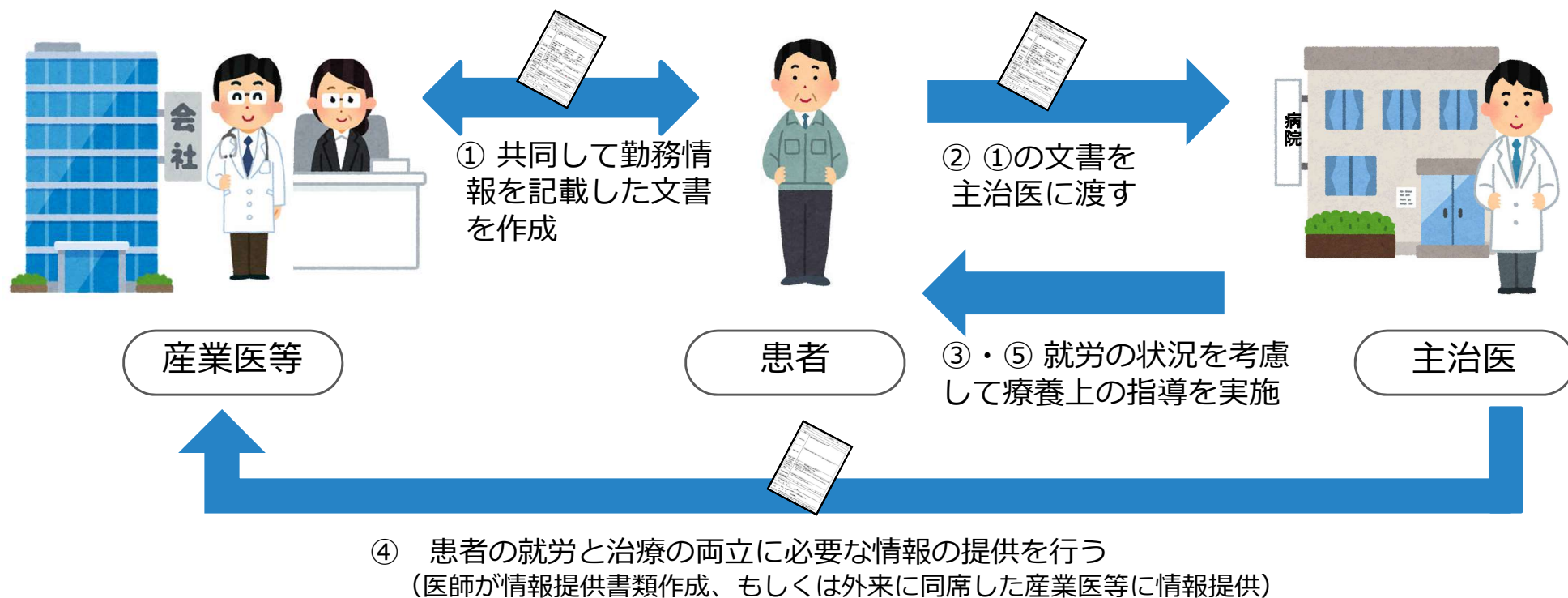
- 患者本人と企業が共同で作成した勤務情報書に基づき、主治医が、患者に療養上必要な指導を実施し、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するもの
- また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価される

対象となる疾患

がん（平成30年度）

脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病（令和2年度追加）

心疾患、糖尿病、若年性認知症（令和4年度追加）



※下線部が、令和4年度改定部分

対象となる疾患

がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症初回：800点 （情報通信機器を用いて行った場合：696点）

- ① 患者と事業者が共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取る
- ② 患者に療養上必要な指導を実施する
- ③ 企業に対して診療情報を提供する※

※ 企業側の連携先：産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師、衛生推進者2回目以降：400点 （情報通信機器を用いて行った場合：348点）

- ④ 診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する

※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する

相談支援加算：50点

- 患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合について評価
- 両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること